

公立保育所民営化の考え方

はじめに

三芳町では、今後の町の保育と子育て支援のあり方、また、公立保育所を民営化とした場合の課題や方策について検討するため、三芳町公立保育所民営化検討委員会を平成28年5月に設置し、同年10月に「現在の公立保育所2か所のうち1か所について民営化すること」が検討委員会から提言されました。

町としては、乳幼児期の子どもたちの保育は人間形成において極めて大切な時期であると認識しており、以下のとおり、今後の公立保育所の民営化に対する町の考え方を示します。

I. 公立保育所の状況

1. 職員の状況

現在、町では公立保育所として第2保育所、第3保育所の2か所を運営しており、平成28年4月現在の各所の定員及び職員配置は、以下のとおりです。

保育所名	定員数	職員数	うち正規職員数
第2保育所	90名	29名	12名
第3保育所	140名	40名	18名

今後、正規職員の保育士が平成28年度から平成31年度までに定年により10名減となることを見込まれています。公立保育所の運営に携わる正規職員の保育士数の減少による保育サービスの低下を招かないためには、臨時的任用職員の増員により対応をする必要が生じます。

2. 運営経費の状況

公立保育所については、国の三位一体の改革により平成16年度から国・県の負担制度が廃止され、代替として普通交付税により措置をされることとなりました。しかし、三芳町は普通交付税の不交付団体のため、実質的な措置を受けていません。

II. 民営化の趣旨

保育所民営化の背景については、保育ニーズの増加やその多様化に対し対応していく必要がある中、正規職員の減少と厳しい財政状況のもと、直営方式での保育所運営が非常に困難な状況が挙げられます。このような状況の打開策として公立保育所民営化を進め、多様な保育サービスの提供を図りつつ町全体の保育サービスの維持・向上を図って

いきます。

これまでと同様に公立保育所を町全体の保育サービスの核として位置づけサービスの向上に努めるため、公立保育所2か所のうち1か所を民営化し、1か所は公立保育所として残します。

Ⅲ. 民営化を進めるにあたっての基本的な考え方

1. 民営化する公立保育所

2か所ある公立保育所のうち第3保育所については児童発達支援施設であるみどり学園と併設されていることから、障害児保育を含めた保育サービスの核としての役割を担うために公立保育所として残すこととし、第2保育所を民営化することとします。

2. 民営化の時期

参入する事業者の選定や保育引継ぎ計画の策定、引継ぎ保育等を実施するための期間を設ける必要があること、また、正規職員の保育士が大量退職する時期が平成31年3月であることから、平成31年4月に民営化を行います。

公立保育所の民営化を進めるに当たっては、継続して在籍する子どもたちへの影響が最小限となるよう、参入する事業者に働きかける等努めるとともに、町は、保育の実施責任者として、民営化後の保育所が適正に運営されるよう指導してまいります。

Ⅳ. 民営化後の保育料、保育内容等

1. 保育料について

児童福祉法により公立・民間を問わず、通常保育料の設定、徴収は市町村が行うこととされています。そのため、民間保育所が自ら通常保育料を設定、徴収をすることはできないことから、民営化を原因として通常保育料が変動するということはありません。

2. 保育内容について

国の定める保育指針に基づきその中で各保育所が特長を發揮しながら保育を実施することは、公立・民間に違いはありません。また、施設面でも国または町の基準に基づいた職員配置や設備等の整備を遵守しなければならないため、違いはありません。

3. 職員について

民営化後は、町の正規職員は他の児童福祉施設等に配属されます。臨時的任用職員については、引き続き勤務が可能となるよう町として努めていきます。